

経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

「経営事項審査の再審査について」

令和3年4月1日より、経営事項審査（以下「経審」という。）の審査項目の一部改正が施行されました。

これに伴い、令和3年3月31日までに現行の基準（以下「旧基準」という。）で経審を受審し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「結果通知」という。）を受けた方のうち、Z点とW点の一部について、今回改正された新基準の条件を満たす場合、下記のとおり再審査の申し立てが可能です。

再審査の申し立ては義務ではありませんので、再審査の申し立てを行わない場合は、旧基準による結果通知がそのまま有効なものとして扱われます。

なお、再審査は改正項目に関する部分のみ行いますので、結果通知の内容に変動が無い場合や、受審済みの経審結果を修正しようとする目的（誤り部分の修正や技術職員等の追加等）での再審査は受け付けません。

【根拠：建設業法施行規則第20条第2項】

法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

なお、再審査等の取り扱いについては、下記のとおりですので再審査を受けられる方は十分ご確認の上申請してください。

記

1 再審査の申立が可能な方（以下のいずれにも該当する）

- (1) 令和3年3月31日までに、経営事項審査を完了し、再審査申請時点で、結果通知書の有効期間が残っていること。
- (2) 今回の改正により、経営規模等評価の結果（Z点又はW点）が変動すること。

2 再審査の申立方法等

(1) 申立方法

郵送

- ※ 申請書類が折り曲がらないよう、封筒は角2版以上のものをご利用ください。
- ※ 宛先（(4)に記載）のほか封筒の余白に朱書きで「経審再審査再審査申請書類 在中」と記入してください。

(2) 受付期間

令和3年4月1日から令和3年7月29日（120日間）

- ※ 令和3年7月29日消印まで有効

(3) 手数料

無料

- ※ 申請書類の郵送料については申請者負担となります。

(4) 提出先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6
茨城県庁 土木部監理課 建設業担当

3 再審査に必要な書類

(1) 必須書類

- ア 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）・・・1部
 - イ 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高（20002 帳票）・・・1部
 - ウ その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）・・・1部
 - エ 技術職員名簿（20005 帳票）・・・1部
 - オ 経営状況分析結果通知書・・・1部
 - カ 建設機械の保有状況一覧表（該当する場合のみ）・・・1部
- ※ 改正後の様式を使用してください。
 - ※ オ及びカについては、旧基準による申請時の写しで可
 - ※ 改正事項以外については、旧基準による経審申請書の内容を変更することはできません。
 - ※ 標題の「経営規模等評価申請書」「総合評定値通知書」部分は、二重線で消

してください。

※ 表紙（20001 帳票）の項番 05「申請等の区分」欄は「4」と記入してください。

(2) 該当する場合に必要な書類

ア （法定外労働災害補償制度に加入している場合）中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との契約又は加入を証する書類

イ 【新様式】CPD 単位を取得した技術者名簿（様式第 4 号）・・・ 2 部

ウ 各認定団体発行の CPD 単位取得を証する書面（各技術者いずれか 1 団体分のみ、複数団体は認めない）

エ 【新様式】技能者名簿（様式第 5 号）・・・ 2 部

オ 能力評価（レベル判定）結果通知書

カ 審査基準日時点で稼働している工事現場の施工体制台帳の作業員名簿等で氏名、生年月日、年齢、職種及び社会保険の加入状況の記載がある部分

キ 返信用封筒・・・ 1 部

ク 委任状・・・ 1 部

※ 代理申請の場合は必ず委任状を添付してください。ただし、結果通知書の送付先は通常の間審同様、許可業者本人あてとなりますのでご注意ください。

4 その他の注意事項

令和 3 年 4 月以降、この御案内までの間に経営事項審査を受審された方のうち、今回改正された新基準の条件を満たす場合は、監理課建設業担当へ御連絡ください。

《問い合わせ先》

茨城県土木部監理課建設業担当

TEL : 029-301-6342（間審係直通）

029-301-4334（建設業担当）

◎ 改正の内容

令和3年4月1日の改正の主な内容は以下のとおり。

1 技術職員数（Z1）に係る改正

- 改正建設業法において新設された監理技術者補佐を加点対象に追加

コード	資格区分	点数	対象となる資格
005	監理技術者補佐 (監理技術者を補佐する資格を有する者)	4点	・ 一級建設機械施工管理技士補 ・ 一級土木施工管理技士補 等

2 労働福祉の状況（W1）に係る改正

- 「法定外労働災害補償制度加入の有無」について、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても加点対象に追加

3 建設業の経理の状況（W5）に係る改正

- 建設業の経理の状況について、公認会計士等の算出にあたって参入できる者を以下のとおり改正

	従来	改正後
イ (×1.0)	・ 公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない)	・ 公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 (公認会計士としての登録が前提)
	・ 税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない)	・ 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 (税理士としての登録が前提)
	・ 1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば継続して申請可能)	・ 1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年経過していない者 ・ 1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始日から5年経過していない者
ロ (×0.4)	・ 2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば継続して申請可能)	・ 2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年経過していない者 ・ 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始日から5年経過していない者

- 平成28年度以前に1級又は2級の登録試験に合格した者であっても令和5年3月までの間は引き続き加点対象となる。

- 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後のイに掲げた者となる。

4 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10) 【新設】

- 継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を雇用している企業を評価する。
- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者（審査基準日以前に6か月を越える恒常的雇用関係がある者）が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
 - ※ 対象となる「技術者」は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補又は二級技士補
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者（審査基準日以前に6か月を越える恒常的雇用関係がある者）のうち、認定能力評価基準（建設キャリアアップシステム）により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価する。
 - ※ 対象となる「技能者」は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）